

議案第 1 2 2 号

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「合計額」の次に「（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であって、医療を受けようとするときに社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下これらを「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる額の合計額）」を加え、同項第 3 号中「当該保険外併用療養費を控除した額（入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該保険外併用療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第 2 条第 3 項第 4 号中「療養費支給」を「療養費の支給」に、「当該療養費を控除した額（入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。）」を「ア及びイに掲げる額（次条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該療養費

イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額

ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額

第3条第1項第1号中「次号、第5号、第6号及び第7号」を「第5号から第7号まで」に改め、同項第7号中「（第2号に該当する児童を除く。）」を削る。

第6条の見出し中「受給資格者証」の次に「及び減額認定証」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、共に減額認定証を提示しなければならない。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

理 由

群馬県福祉医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「一部負担金」とは、社会保険関係各法に定める次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り上げた額）の合計額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、医療を受けようとするときに社会保険関係各法の規定に基づき保険者から交付を受けた入院時食事療養に係る標準負担額減額認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下これらを「減額認定証」という。）を提示しなかったものにあつては、第1号及び第3号から第5号までに掲げる額の合計額）をいう。 （1）・（2） （略） （3） 保険外併用療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額 ア 当該保険外併用療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額 （4） 療養費の支給に当たり算定された費用の額からア及びイに掲げる額（次条第1項第2号又は第3号に該当する者であつて、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、アからウまでに掲げる額）を控除した額 ア 当該療養費 イ 入院時生活療養に係る生活療養標準負担額相当額 ウ 入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額 （5） （略） 4 （略）</p>	<p>（定義） 第2条 （略） 2 （略） 3 この条例において「一部負担金」とは、社会保険関係各法に定める次に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り上げた額）の合計額 _____ _____ _____ _____ _____ をいう。 （1）・（2） （略） （3） 保険外併用療養費の支給に当たり算定された費用の額から当該保険外併用療養費を控除した額（入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。） _____ _____ （4） 療養費支給 _____に当たり算定された費用の額から当該療養費を控除した額（入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額相当額を除く。） _____ _____ （5） （略） 4 （略）</p>
<p>（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者</p>	<p>（支給対象者） 第3条 福祉医療費は、社会保険関係各法による被保険者、組合員、加入者</p>

又は被扶養者で、市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（第5号から第7号までの規定に該当する者を除く。以下「子ども」という。）
- (2) ～ (6) (略)
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童

2 (略)

(受給資格者証及び減額認定証の提示)

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに受給資格者証を提示しなければならない。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者が、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額の助成を受けるには、共に減額認定証を提示しなければならない。

(福祉医療費の支給の特例)

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。ただし、第3条第1項第2号又は第3号に該当する者であって、医療を受けようとするときに減額認定証を提示しなかったものにあつては、入院時食事療養に係る食事療養標準負担額及び入院時食事療養に係る食事療養標準負担額相当額を控除した額を支給する。

- (1) ・ (2) (略)

2・3 (略)

又は被扶養者で、市に住所を有する者、国民健康保険法第116条の2の規定により市が行う国民健康保険の被保険者とされる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により群馬県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であって当該規定の適用を受ける前に市に住所を有していたと認められる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（次号、第5号、第6号及び第7号の規定に該当する者を除く。以下「子ども」という。）
- (2) ～ (6) (略)
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童（第2号に該当する児童を除く。）

2 (略)

(受給資格者証の提示)

第6条 第4条第3項又は前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者は、県内の医療機関等において医療又は施術を受けようとするときは、被保険者証、組合員証又は加入者証とともに受給資格者証を提示しなければならない。

(福祉医療費の支給の特例)

第9条 市長は、前条の規定による福祉医療が受けられない場合で、次のいずれかに該当するときは、福祉医療費を受給資格者又は保護者等に支給することができる。

- (1) ・ (2) (略)

2・3 (略)

福祉医療費助成対象医療費（渋川市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例第2条第3項イメージ図）

★改正点

重度心身障害者及び高齢重度障害者については、入院時食事療養に係る食事標準負担額の助成に所得制限を設ける。

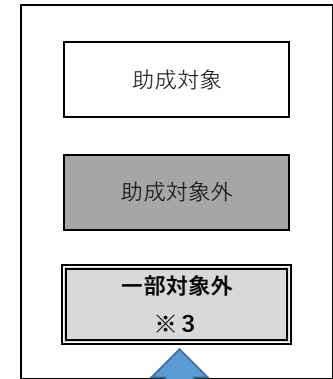
（所得制限の内容）医療保険者が住民税非課税世帯等にものみ交付する減額認定証を提示した場合に限り、助成対象とする。

◆改正後の第2条第3項に示す内容

入院・外来 （診療費）	入院時 生活療養	入院時 食事療養 【第2号】	保険外併用療養費（※1）			訪問 看護 【第5号】	入院・外来 （診療費）	入院時 生活療養	入院時 食事療養
			保険診療【第3号】						
療養の給付【第1号】			診療費	生活療養	食事療養	療養費（償還払い）※2【第4号】			
現物給付									

【 】は条例の該当箇所

◆助成対象範囲



改正点

◆保険外併用療養費【第3号】・療養費【第4号】の詳細

保険診療				保険外 診療
保険外併用療養費 療養費 （保険給付） 【ア】	患者自己負担額			
	一部負担金	標準負担額相当額		
	診療費	生活療養 【イ】	食費療養 【ウ】	

福祉医療制度では社会保険関係各法の規定に基づき各医療保険者から支給される「医療給付」に係る「一部負担金」（患者自己負担額）を助成する。
 なお、入院時食事療養費については、患者自己負担額のことを「標準負担額」という。

- ※1 保険外併用療養費とは、原則禁止されていた保険診療と保険外診療を組み合わせる、いわゆる混合診療を一定のルール下に認めたもの。
- ※2 本来「現物給付」される医療については、保険証の提示漏れ等によりやむを得ず医療機関等に保険給付分を支払った場合には、「療養費」として支給される。
 福祉医療制度では、支給の特例として、償還払いで支給することとしている。【第9条】
- ※3 は、重度心身障害者及び高齢重度障害者で減額認定証を提示しなかったものについては助成対象外とする。